

I 構造改革特区制度の仕組み

構造改革特区制度の目標

構造改革特区制度は、次の2点を目標としています。

- ① 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ② 地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげること。

構造改革特区など地域活性化の相談窓口

内閣官房地域活性化統合事務局・内閣府地域活性化推進室

住所: 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

TEL: (03)5510-2467 メール: toc@cas.go.jp

北海道地方連絡室(北海道)

住所: 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階

TEL: (011)706-0100 メール: g.hokkaido@cas.go.jp

東北圏地方連絡室(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県)

住所: 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎7階

TEL: (022)265-9889 メール: g.tohoku@cas.go.jp

首都圏地方連絡室(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)

住所: さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館15階

TEL: (048)601-3100 メール: g.shuto@cas.go.jp

北陸圏・中部圏地方連絡室(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

住所: 名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局4階

TEL: (052)219-8655 メール: g.hokuriku_chubu@cas.go.jp

近畿圏地方連絡室(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

住所: 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階

TEL: (06)4790-6148 メール: g.kinki@cas.go.jp

中国圏地方連絡室(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

住所: 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館2階

TEL: (082)224-5615 メール: g.chugoku@cas.go.jp

四国圏地方連絡室(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

住所: 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎4階

TEL: (087)811-8308 メール: g.shikoku@cas.go.jp

九州圏・沖縄県地方連絡室(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

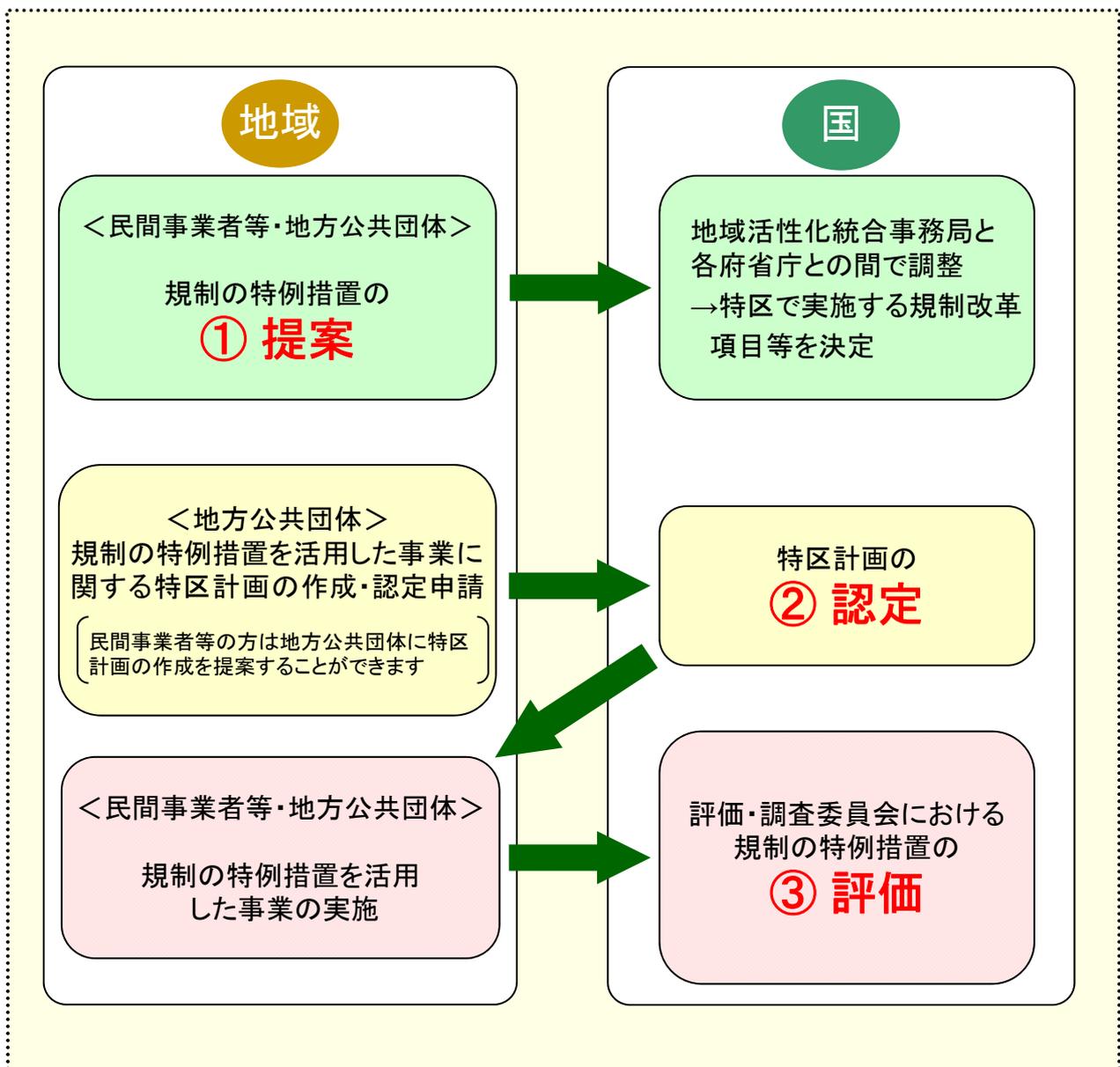
住所: 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館7階

TEL: (092)432-1964 メール: g.kyushu_okinawa@cas.go.jp

構造改革特区制度の流れ

構造改革特区制度は、

①規制の特例措置の提案 ②特区計画の認定 ③規制の特例措置の評価
により構成されています。



【構造改革特別区域基本方針はこちらから】

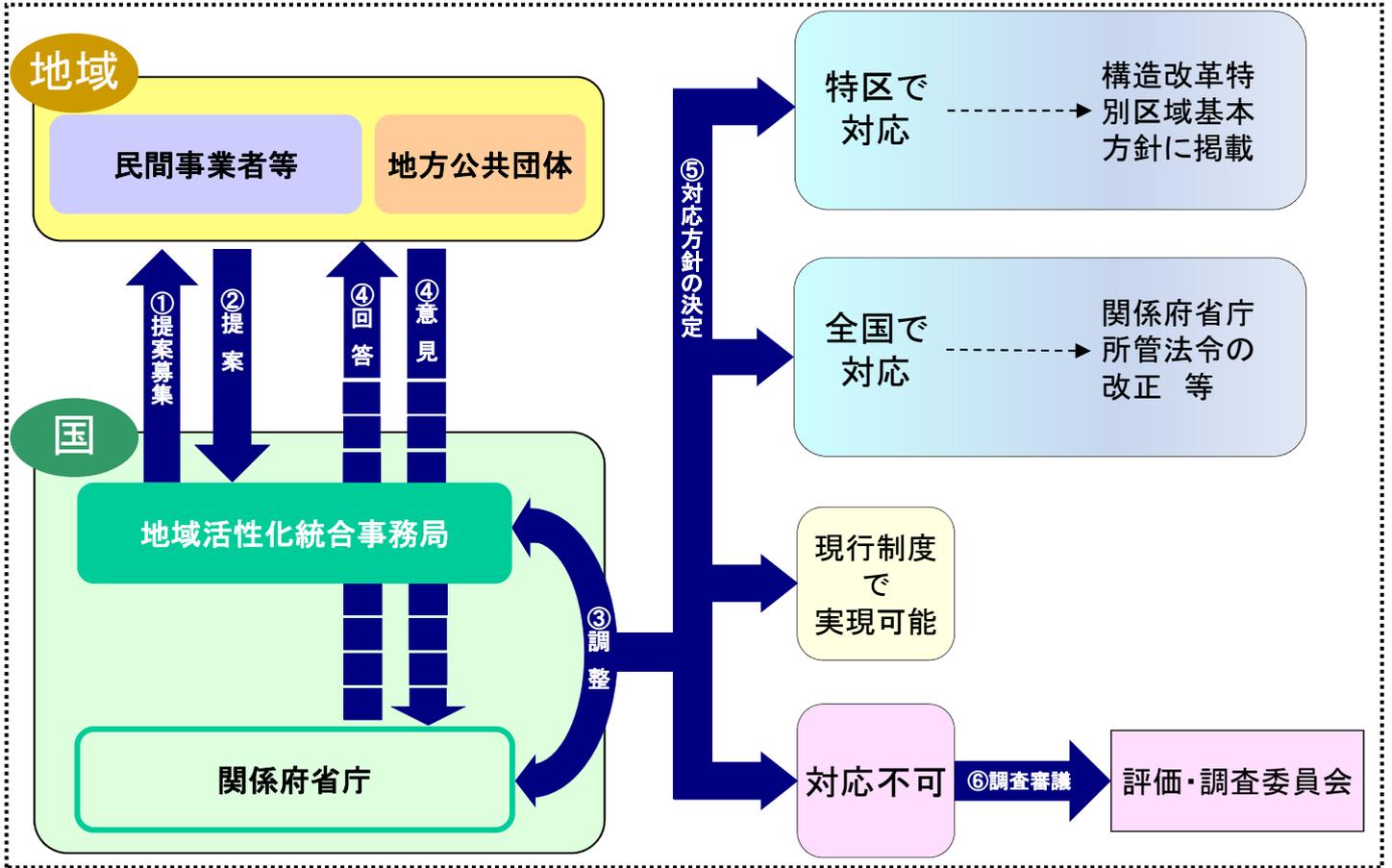
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hourei.html>

【規制の特例措置を活用できる特定事業一覧はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>

① 規制の特例措置の提案について

新たな規制の特例措置の提案を皆様から幅広く募集します。いただいた提案については、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行い、実現したものは構造改革特別区域基本方針（閣議決定）に掲載します。

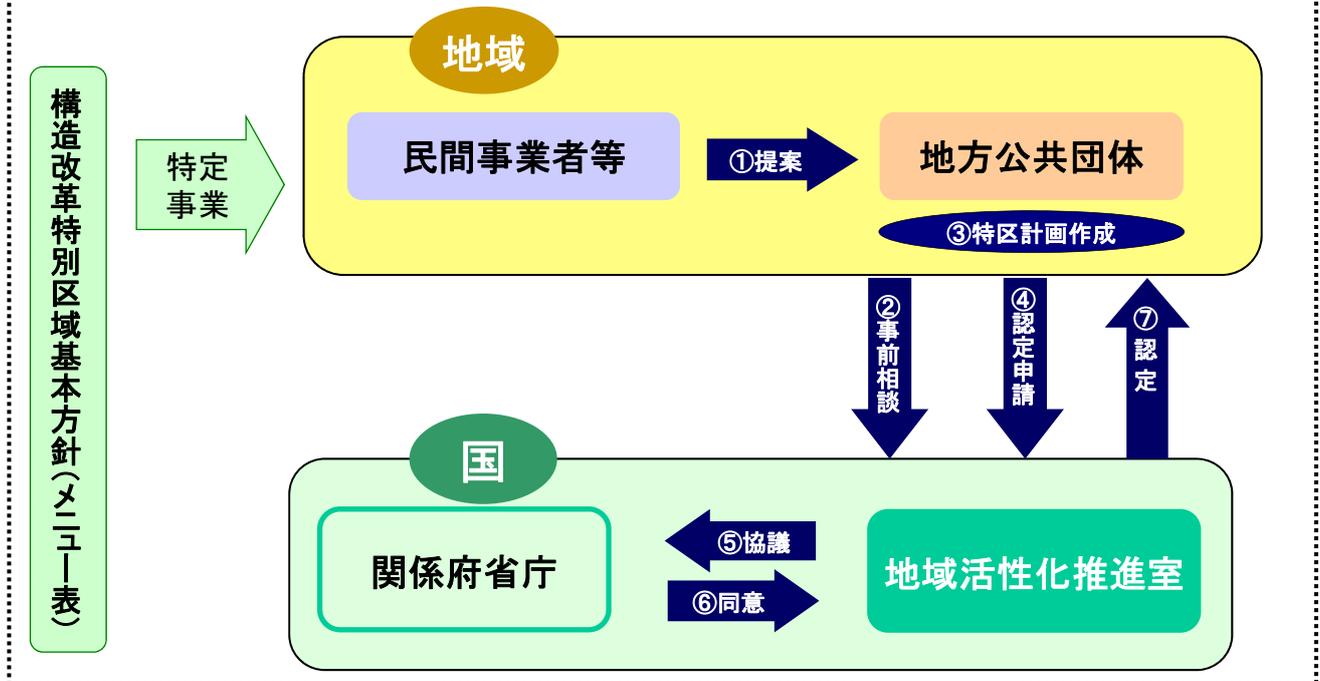


- ① 地域活性化統合事務局が提案の募集を行います。応募の方法については、募集の都度、構造改革特別区域推進本部のホームページにおいて公表します。
- ② 地方公共団体・民間事業者・個人の方など、どなたでも提案いただけます。
- ③・④いただいた提案の実現に向けて、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行います。調整の際、関係府省庁からの「回答」に対して、提案者は「意見」を提出する機会があります。関係府省庁と地域活性化統合事務局との調整状況、提案者の「意見」は全てホームページ上に公開します。
- ⑤ 調整の結果について、構造改革特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）が政府の対応方針を決定します。
- ⑥ 「対応不可」とされた提案の中から、経済的社会的に意義がある提案について、評価・調査委員会で実現に向けた調査審議が行われます。必要に応じ、委員会の場で、提案者、関係府省庁、有識者からの意見聴取が行われます。

【過去の提案・関係府省庁からの回答についてはこちらから】
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/teianbosyu.html>

② 特区計画の認定について

地方公共団体は、構造改革特別区域基本方針のメニュー表に掲載されている規制の特例措置を活用した事業に関する特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けます。こうして行われる事業を特定事業といいます。



- ①～④ 地方公共団体は、規制の特例措置を活用した事業(特定事業)に関する特区計画を作成し、認定申請をします。なお、民間事業者等が特定事業の実施を希望する場合は、地方公共団体に対して特区計画作成の提案ができるとともに、必要に応じて地方公共団体と共同で特区計画認定の申請ができます。
- ⑤・⑥ 認定申請された特区計画は、必要事項の記載や認定基準の適合状況について確認します。
- ⑦ 内閣総理大臣の認定により、特定事業の実施が可能となります。

計画実施時の
行政機関の配慮

○ 事業実施に必要な許認可等の運用に当たって、関係行政機関の長に対して配慮を求めることができます。

提案者特区への
重点的な支援

○ 提案者が関係する特区計画について、計画策定時の相談や認定後の助言等を行います。

【認定申請の手続き等についてはこちらから】

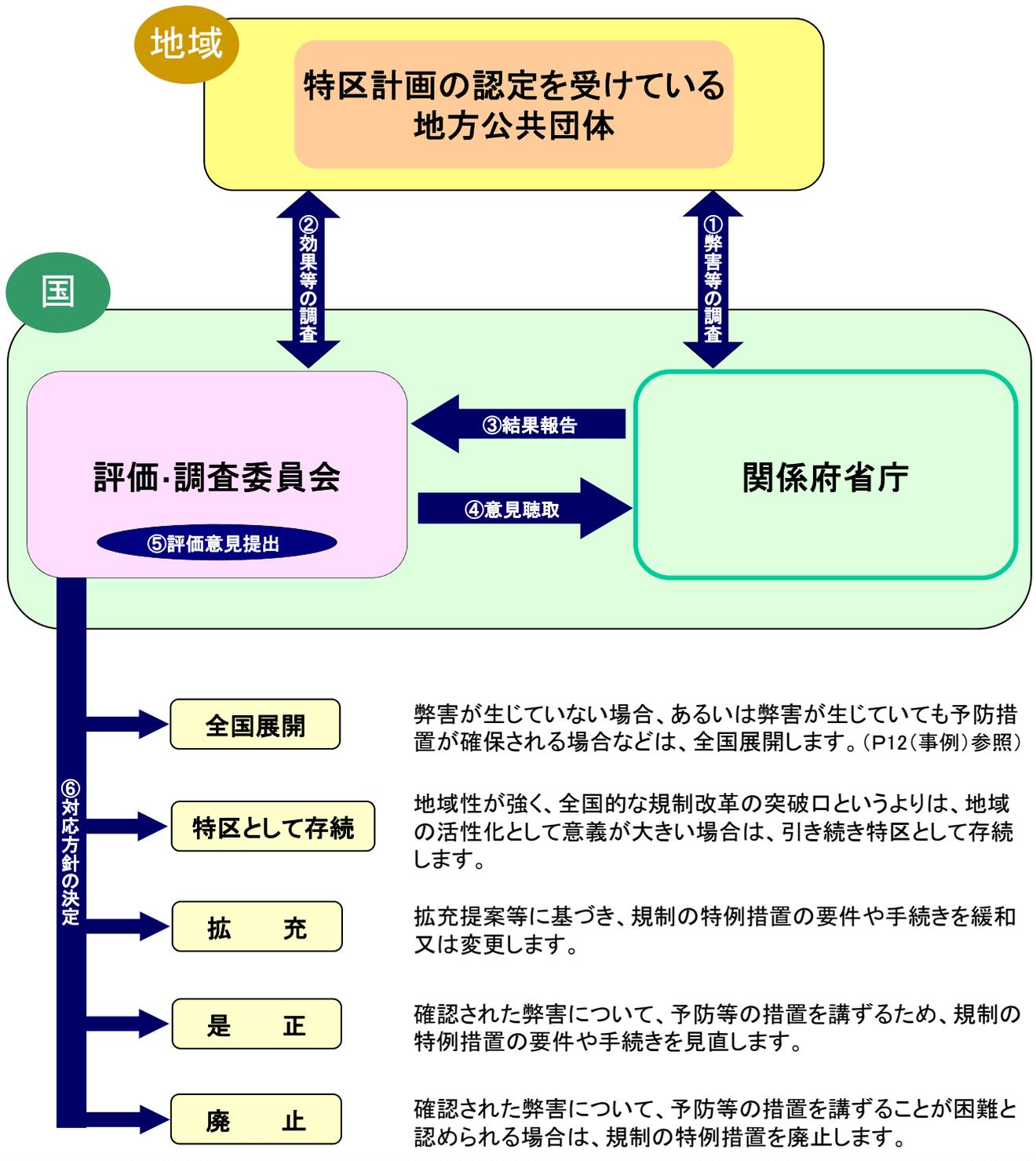
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/sinsei.html>

【規制の特例措置を活用できる特定事業一覧はこちらから】

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/panf/index.html>

③ 規制の特例措置の評価について

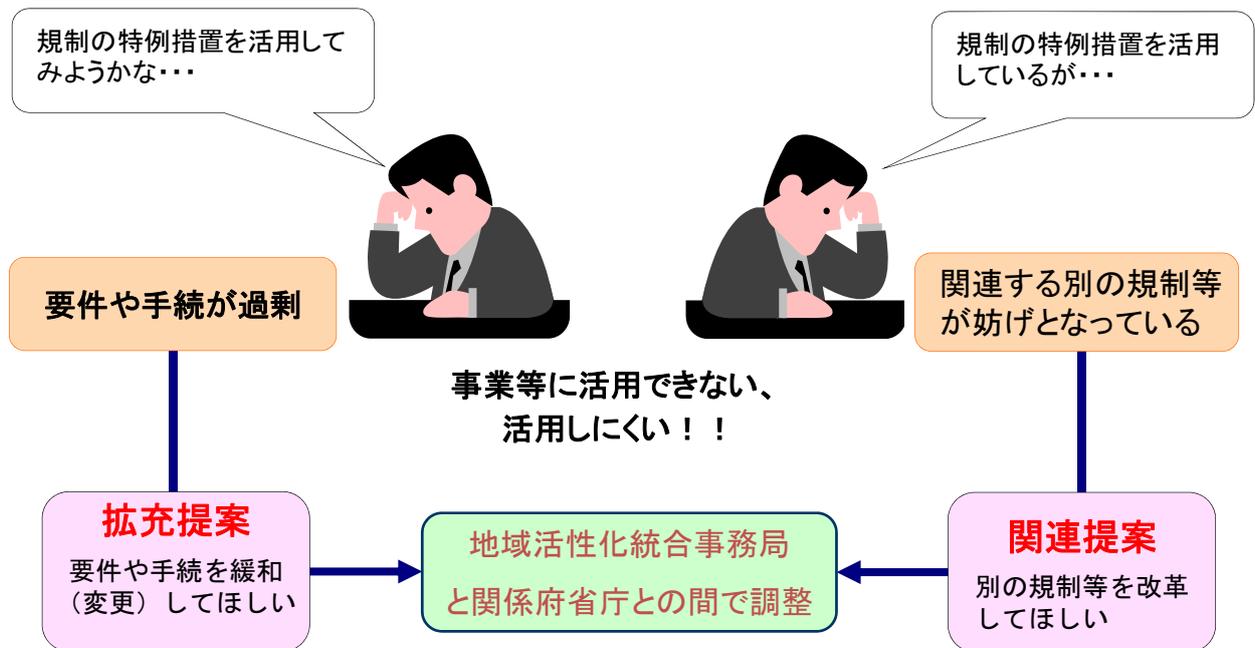
構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、規制の特例措置の実施状況に基づき評価を行い、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、原則として全国展開します。
 その他、地域性が強い規制の特例措置については特区において当分の間存続させるなどの対応を決定します。



- ① 関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、弊害の発生の有無等に関する調査を行います。
- ② 評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行います。
- ③ 関係府省庁の長は、調査の結果を評価・調査委員会に報告します。
- ④ 評価・調査委員会は必要に応じて関係府省庁から意見を聴取します。
- ⑤ 評価・調査委員会は、①～④の結果を踏まえ、規制の特例措置の評価を行い、本部長（内閣総理大臣）に意見を提出します。
- ⑥ 評価・調査委員会の意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部が政府の対応方針を決定します。

拡充提案・関連提案

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集します。これらの提案がある場合、関係府省庁と調整を行い、その結果については、評価において活用するため、評価・調査委員会に報告します。



【評価・調査委員会についてはこちらから】

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/hyouka_chousa.html

構造改革特区スケジュール

